

平成30年第11回農業委員会総会議事録

1 開 会 日 時 平成30年11月26日（月）午前10時00分

2 閉 会 日 時 平成30年11月26日（月）午前10時15分

3 場 所 小国町役場4階 委員会会議室

4 出席した委員	1 番 大 谷 健 人	5 番 安 部 茂
	2 番 小 嶋 剛	6 番 伊 藤 実 千 昌
	3 番 舟 山 秋 子	7 番 横 山 信 一
	4 番 川 崎 吉 巳	

5 出席した職員 事 務 局 長 齋 藤 勉
事務局長次長 渡 辺 久 光
農地調整係長 舟 山 友 樹
書 記 舟 山 健 太

6 付 議 案 件

議第 27 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見決定について
(賃貸借権設定)

議第 28 号 非農地証明願に対する決定について

そ の 他 農地法第 3 条第 1 項の許可を要しない権利取得の届出の受理について

議 長 本日の出席委員は7名です。全員出席しておりますので本日の会議は成立いたします。

ただいまから平成30年第11回小国町農業委員会総会を開会いたします。

議 長 日程は、配布のとおりでございます。
会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、異議ございませんか。

(異議無しの声)

議 長 異議無いようでございますので、会期は本日1日限りといたします。
それでは、日程に従い進めさせていただきます。

議 長 本日の議事録署名委員は、3番委員、4番委員の両名にお願いいたします。

議 長 それでは、議第27号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。
議第27号について事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

議 長 調査委員に調査を依頼しておりますので、調査委員より報告をお願いします。

5番委員 私の方から報告させていただきます。この農地法第5条の規定による許可申請に対する聞き取り及び現地を見てきました。今月の18日、8時半から約1時間くらいです。■■■■さん立会いの下に、塚原推進委員と3人で行ってきました。聞き取りの結果としては、平成32年3月まで砂利採取を行いたいということで、■■■■さん自身も■■■さんに勤めておりまして、自身もその田んぼの砂利採取に携わる、という話でした。採取後は山土を盛り、埋め戻して田として復元するというので、■■■■さんのほうから近隣住民の人たちへは掘ったときの水が出てきますけどそのポンプアップはしないと、ポンプアップするとどうしても隣近所というか、近隣住民への井戸水の枯れなどが心配されるので、ポンプでのくみ上げはしない採取方法をするそうです。近隣の人たちへの連絡はして、了承は得ているという話でした。現地としましては、■■■■■■■■■■です。■■■■■■■■■■の県道をまたいで反対側の田んぼになります。この田んぼは3枚続いておりますけども、その3枚の周りは全て農道で囲まれておりまして、その農道の近くには民家がありますけども、ここの人は今高齢になって福祉施設に入居していて、近くの1軒の家は空き家ということになっ

ております。この土地は昨年まで近隣の■■■■■さんのほうに耕作してもらっていたみたいですが、高齢になったのでやめたいということで、今年からやめているみたいです。■■■さんのほうからも砂利が多くて深いものですから田んぼにしてもらうにも気が引けるような土地みたいなので、今年は牧草を巻いてもらっていて刈り取るという状況です。砂利採取後に埋め戻してもらって、平らになれば耕作の方も楽になるだろうという話です。以上のことから、周りは農道で囲まれており、近隣住民への了承も得ているということから、一時転用に関して問題はないかなと思います。以上です。

議 長 質問がありましたら発言をお願いします。特にございませんか。

議 長 無いようでございますので、これで質疑を終結いたします。採決いたします。議第27号番号1について申請どおり許可妥当の意見を附して件に進達することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので、議第27号番号1について、申請どおり許可妥当の意見を附して件に進達することにいたします。

議 長 次に議第28号「非農地証明願に対する決定について」を上程いたします。事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

議 長 調査委員に調査を依頼しておりますので、議第28号番号1について、調査委員から報告をお願いします。

4番委員 私の方から報告させていただきます。11月23日、8時半から山口、井上両推進委員と一緒に現場にて、■■■■■氏の母親の■■■さんに聞き取り調査をしてまいりました。今事務局から説明があったとおり、元々は祖父の■■■さんが川の向こうの方から今現在の場所に移転して、家を建てたわけですが、なぜそのときに農地転用をしていなかったのかというその辺のことは亡くなって分からないということで、ところがその建てたところに今度は県の道路がかかってきて、引き移転して後ろの方に下がって、現在に至るという状況です。県との土地の取引があったわけで、先ほど事務局から報告があったとおり、仕方のない

議長 質問がありましたら発言をお願いします。ございませんか。

議長 調査委員から追加の調査内容もございました。特にございませんか。
無いようでございますので、質疑を終結いたします。採決いたします。
議第２８号番号１について申請どおり非農地と決定することにご異議の無い方の挙手を求めます。

異議無いものと認め、議第 28 号番号 1 について、申請どおり非農地と決定することといたします。

(午前 10 時 15 分)